

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

U・I・Jターンなどを
する方に！

空き家バンクを
利用する方に！



【フラット35】 地域連携型

U・I・Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S又は【フラット35】子育てプラスの併用も可能（詳細は裏面へ）

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○富士川町定住奨励金
○富士川町中山間地域等における住宅用地取得費補助金
○富士川町空き家等改修費補助金

のご相談は



富士川町

政策秘書課 ☎ 0556-22-7216

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420（通話料金がかかります。）



富士川町 Fujikawa Town



本町は、甲府盆地の南西部に位置し、一級河川富士川に沿って集落が発達してきました。西には、楡形山や源氏山などの2,000m級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町内を横断し、人々の生活を潤してきました。

当地区は、富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣などの人の行き来の拠点として栄え、物資の輸送や人々の足が鉄道や自動車に代わった現代でも、静岡と甲府、あるいは長野方面を結ぶ交通の要衝にあります。

さらに、中部横断自動車道の建設が進められており、中央自動車道双葉ジャンクションから増穂インターチェンジ（以下「増穂IC」）までの区間が開通し、首都圏からの往来が容易になりました。中部横断自動車道は、令和2年内には新東名高速道路まで延伸される予定であり、さらに交通や物流に大きな変化が見込まれます。

富士川町で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



富士川町 Fujikawa Town

富士川町定住奨励金

【主な要件】

- ・ 土地取得から3年以内に住宅を建築し、定住を開始した方で、その後引き続き5年以上定住する意思のある方。
- ・ 土地付一戸建住宅の取得日から3か月以内に定住を開始した方で、その後引き続き5年以上定住する意思のある方。

【補助金額】

補助対象者が取得した住宅及び同一画地内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額（5年間を限度）

富士川町中山間地域等における住宅用地取得費補助金

【主な要件】

- ・ 対象地域に住宅用地を取得した後、3年以内にその住宅用地に建築された住宅に定住を開始した方で、その後引き続き5年以上定住する意思のある方。
- ・ 対象地域に既に住宅が建築された住宅用地を取得し、取得後3か月以内に入居して定住を開始した方で、その後引き続き5年以上定住する意思のある方。

【補助金額】

土地代金の3分の1（上限80万円）。

富士川町空き家等改修費補助金

【主な要件】

- ・ 富士川町の空き家バンク制度に登録された物件を購入し、又は賃借された方。
- ・ 空き家等の機能向上のために改修等を行う方。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1（上限25万円）。

連携



【フラット35】 地域連携型

U・I・Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

【主な要件】

- ＜富士川町定住奨励金＞
 - ・ 富士川町外から町内に移転（移住後5年以内の者を対象）すること。
- ＜富士川町中山間地域等における住宅用地取得費等補助金＞
 - ・ 中山間地域等外から中山間地域等に移転（移住後5年以内の者を対象）すること。
 - ・ 奨励金の交付予定額が10万円以上であること。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【主な要件】

- ＜富士川町空き家等改修費補助金＞
 - ・ 富士川町の空き家バンク制度に登録された物件を購入すること。



※1 【フラット35】S や 【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と 【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞ ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族